

障害児通所支援支給決定基準

加古川市 福祉部 障がい者支援課

令和3年4月1日

目 次

1	支給決定事務の流れ	1
2	障害児通所支援の種類、内容及び対象者	4
3	支給量の決定について	4

1 支給決定事務の流れ

(1) 支給申請

障がい児の保護者は、市に対して支給申請を行う（ただし、放課後等デイサービスを受けている障がい児については、18歳に達した後においても、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認められるときは、20歳に達するまで利用することができる。その場合は通所者が申請を行う。）。

(2) 障害児支援利用計画書の提出依頼

市は通所給付決定の申請若しくは通所給付決定の変更の申請に係る障がい児の保護者に対し、障害児支援利用計画書の提出を依頼する。

(3) 勘案事項の調査

当該申請に係る障がい児又は障がい児の保護者と面接をし、5領域11項目の調査項目（別表1）等の厚生労働省令で定める事項（※）について調査を行うとともに、当該障がい児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向を聴取する。

※放課後等デイサービスを利用する児童については、放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標（別表2）を調査項目に含める。また、医療的ケアの必要な児童については、医療的ケアの新判定スコア（以下「医療的ケアスコア」という。）の提出を求める。

(4) 障害児支援利用計画書の提出

市から障害児支援利用計画書の提出を求められた障がい児の保護者は、指定障害児相談支援事業者が作成した障害児支援利用計画書を提出する。なお、市から障害児支援利用計画書の提出を求められた障がい児の保護者は、身近な地域に指定障害児相談支援事業者がない場合又は指定障害児相談支援事業者以外の障害児支援利用計画書の提出を希望する場合には、指定障害児相談支援事業者が作成する計画書に代えて当該事業者以外の者が作成する障害児支援利用計画書を提出できる。

(5) 児童相談所等の意見聴取

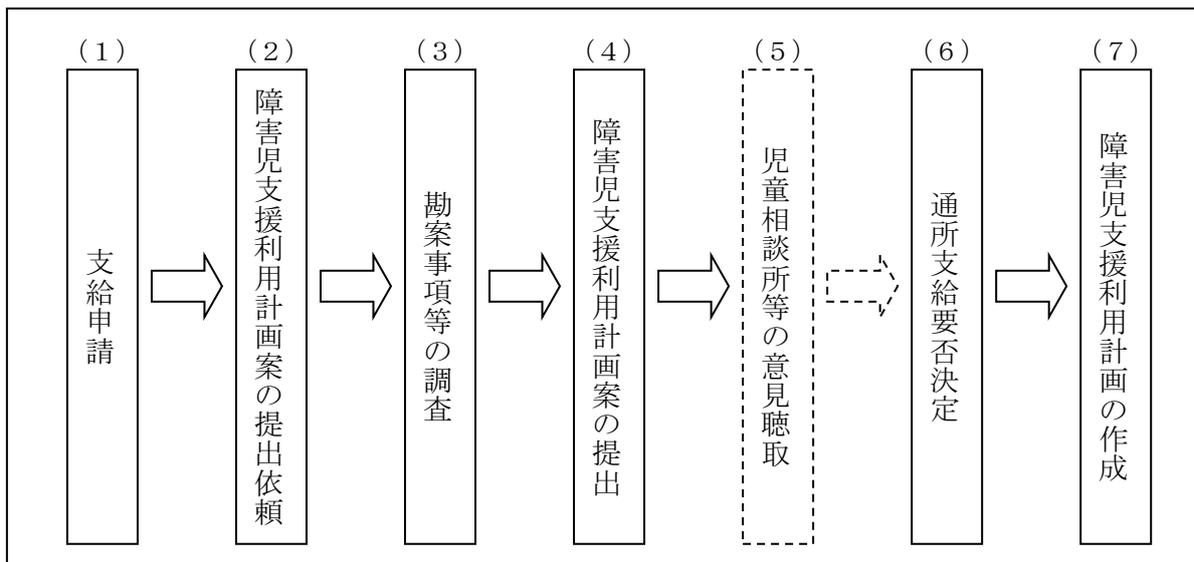
市は、必要に応じて、児童相談所、中央こども家庭センター長、その他厚生労働省令で定める機関（以下「児童相談所等」という。）の意見を聴くことができる。なお、児童相談所等は意見を述べるに当たって必要に応じて、当該支給申請に係る障がい児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

(6) 通所支給要否決定

市は、通所給付決定の勘案事項、児童相談所等の意見、障害児支援利用計画書を勘案して支給の要否を決定する。

(7) 障害児支援利用計画の作成

指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定が行われた後に、指定障害児通所支援事業者との連絡調整等を行うとともに、当該給付決定等に係る障害児通所支援の種類及び内容等を記載した障害児支援利用計画を作成する。



別表1 5領域11項目の調査項目

	項目	区分	判断基準
①	食事	<ul style="list-style-type: none"> ・全介助 ・一部介助 	<p>全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。</p>
②	排せつ	<ul style="list-style-type: none"> ・全介助 ・一部介助 	<p>全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。</p>
③	入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・全介助 ・一部介助 	<p>全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。</p>
④	移動	<ul style="list-style-type: none"> ・全介助 ・一部介助 	<p>全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。</p>
⑤	行動障害および精神症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要 ・週に1回以上の支援や配慮等が必要 	<p>調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合</p> <p>調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合</p> <p>ア 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動</p> <p>イ 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む。）</p> <p>ウ 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為</p> <p>エ 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。</p> <p>オ 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。</p> <p>カ 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。</p> <p>キ 学習障害のため、読み書きが困難</p>

※通常の発達において必要とされる介助等は除く。

別表2 放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	○日常生活に支障がない	○特定の者であればコミュニケーションができる ○会話以外の方法でコミュニケーションができる	○独自の方法でコミュニケーションができる ○コミュニケーションができない
説明の理解	○理解できる	○理解できない	○理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	○支援が不要 ○稀に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
異食行動	○支援が不要 ○稀に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
多動・行動停止	○支援が不要 ○稀に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不安定な行動	○支援が不要 ○稀に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
自らを傷つける行為	○支援が不要 ○稀に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
他人を傷つける行為	○支援が不要 ○稀に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不適切な行為	○支援が不要 ○稀に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
突発的な行動	○支援が不要 ○稀に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
過食・反すう等	○支援が不要 ○稀に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
てんかん	○年に1回以上	○月に1回以上	○週に1回以上
そううつ状態	○支援が不要 ○稀に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
反復的行動	○支援が不要 ○稀に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
対人面の不安緊張、 集団生活への不適応	○支援が不要 ○稀に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
読み書き	○支援が不要	○部分的な支援が必要	○全面的な支援が必要

2 障害児通所支援の種類及び対象者

サービス種類	対象者
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められる障がい児
放課後等デイサービス	学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる障がい児 ※上記の学校に就学していない場合は、児童発達支援の利用となる。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問して発達支援の提供が必要な障がい児であって、次の①かつ②に該当する障がい児 ①(a)人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態（＝医療的ケア児） (b)重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある ②児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な障がい児
保育所等訪問支援	児童が集団生活を営む施設として保育所等の市が認めた施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められる障がい児

○放課後等デイサービスの利用年齢に関する特例

放課後等デイサービスについては、18歳未満の障がい児を対象としているが、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、20歳に達するまで利用することができる特例を設けている。その場合は以下の点に留意して通所給付決定等を行うこととする。

- ① サービスを利用する場合の申請は、当該通所者本人が行うものであること。
- ② 通所給付決定に当たって、利用年齢の特例を必要とするか否かについて判断が困難な場合には、児童相談所等に意見を求めることができるものであること。
- ③ 通所者が生活介護その他の支援を受けることができる場合は、通所給付決定は行わないものであること。

3 支給量の決定について

(1) 支給量の決定方法

サービスごとに上限支給量を設定し、利用者及びその家族の希望量が上限支給量を下回る場合には、当該希望量を支給量とする。

(2) サービス種類ごとの上限支給量

サービス種類	上限支給量	備考
児童発達支援	当該月の日数－8日／月 (特別な支援を要する場合を除く※1)	児童の早期療育を促す観点から、当該月の日数を上限として必要に応じて支給量を決定する。
医療型児童発達支援	当該月の日数－8日／月 (特別な支援を要する場合を除く※1)	肢体不自由児に対して、必要に応じて理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援を行う必要性が認められるため、当該月の日数を上限とする。

放課後等 デイサービス	対象児像	上限支給量	重心児又は医療的ケア児に対して、必要に応じて専門性を有する支援を行うことが認められるため、左記の支給量を上限とする。 上記以外の障がい児について、療育の必要性が障がい児ごとに大きく異なることから、基本とする上限支給量を15日/月とし、特別な支援を要する場合等を勘案し、必要に応じて当該月の日数－8日/月までを上限支給量とする。
	重心児又は医療的ケア児 ^{※2}	当該月の日数－8日/月 (特別な支援を要する場合を除く ^{※1})	
	上記以外	15日/月 (特別な支援を要する場合を除く ^{※1})	
居宅訪問型 児童発達支援	当該月の日数－8日/月		児童発達支援及び放課後等デイサービス（重心児又は医療的ケア児）の上限支給量に合わせる。
保育所等 訪問支援	5日/月		支援は2週に1回程度を目安とし、上限の範囲内で決定する。

○複数のサービスを組み合わせて支給決定する場合は、複数のサービスを合わせた支給量が適切な量となるよう留意すること。

※1 特別な支援を要する場合とは次に該当するものとし、受け入れ先が確保できる場合に支給する。通常介護を行う者（主たる介護者）の怪我や疾病等により、対象児の健全な発育を促す観点から療育的支援の提供が必要と認められる場合（ただし、原因となる事象が解消されるまでの期間で、他のサービス等による代替手段がある場合はそれを優先する。）

※2 医療的ケア児とは、「基本診療料の施設基準等」における超重症児（者）・準超重症児（者）の判定基準による判定スコア等により医療的ケアの程度が高い障がい児のことをいう。

なお、重心児及び医療的ケア児について、年齢や疾患等の状態により、知的障害又は肢体不自由の程度判定が困難な場合は、医師や児童相談所等と連携し、大島分類を参考にしつつ判断する。

また、令和3年度以降は、一部支給決定事務において、新設された医療的ケアスコアを用いて医療的ケアの該当有無の判断する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。